

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律の円滑な施行に関する関係省庁等連絡会議（第1回）
議事次第

日時：平成30年12月25日（火）11:00～11:30

場所：合同庁舎8号館8階特別会議室（829号室）

1 開会

2 議事

- ・即位日等休日法の施行に伴う大型連休への対応について

3 閉会

〔配布資料〕

資料 天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律の円滑な施行に関する関係省庁等連絡会議の開催について（関係省庁等申合せ案）

参考1 衆議院及び参議院内閣委員会における附帯決議

参考2 関連発言

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律の円滑な施行に関する関係省庁等連絡会議の開催について

〔平成 30 年 12 月 25 日〕
〔関係省庁等申合せ〕

1. 天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成 30 年法律第 99 号）の円滑な施行に向け、関係行政機関相互の緊密な連携の確保等を図るため、天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律に関する関係省庁等連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
2. 連絡会議の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
3. 連絡会議の庶務は、内閣府において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

(別紙)

議	長	内閣府大臣官房総括審議官
副	議	内閣官房内閣審議官 (内閣官房副長官補付)
構	成	内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当) 付内閣参事官
	員	内閣官房内閣人事局内閣参事官
		人事院事務総局総務課長
		復興庁統括官付参事官
		宮内庁長官官房秘書課長
		公正取引委員会事務総局官房総務課長
		警察庁長官官房総務課長
		金融庁総合政策局総務課長
		消費者庁消費者政策課長
		総務省大臣官房企画課長
		法務省大臣官房秘書課長
		外務省大臣官房総務課長
		財務省大臣官房総合政策課長
		文部科学省大臣官房総務課長
		文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長
		厚生労働省大臣官房総務課長
		農林水産省大臣官房文書課長
		経済産業省大臣官房総務課長
		国土交通省大臣官房総務課長
		環境省大臣官房総務課長
		防衛省大臣官房文書課長

天皇の即位の日及び即位礼正殿の饗の行われる日を休日とする法律案に対する附帯決議

本法の施行により、来年の四月二十七日から五月六日まで、土曜日、日曜日を含めて最大十日連続の休日となるため、奉祝の機運が盛り上がる、経済効果が期待される等長期間にわたる休日について歓迎する声がある一方で、国民生活に与える様々な影響への懸念も生じている。

よって政府は、本法の施行による長期間にわたる休日に伴い、国民生活に支障を来すことのないよう、次の事項に万全を期すべきである。

一 国民が天皇の即位をお祝いし、長期間にわたる休日を安全に安心して過ごすことができるよう、電気、ガス、水道等のライフラインの維持はもとより、金融システムの稼働、災害時の対応等に関し、関係機関の緊密な連携協力の下、十全な体制が取られること。

二 長期間にわたる医療機関等の休業により患者の治療等に支障を来すことのないよう、当該期間中における各医療機関等の休業日等の周知徹底、休日における医療機関等相互の連携協力体制の確実な運営の確保等、適切な対応が取られること。

三 当該期間中及びその前後に、各交通機関の大混雑、宿泊施設の不足等の混乱が予想されるため、関係機関・団体等の密接な連携協力の下、これらの混乱をできるだけ避けるよう、適切な対応が取られること。

四 需要の増加により混乱を来すことが懸念される運輸業、小売業等において、予想される状況についての業界による周知徹底等により、取引先、消費者等の理解と協力が得られるようにすること。

五 当該期間中に勤務する労働者が長時間労働をすることなく、また、休日の増加が時給制や日給制によつて雇用されている労働者の収入減少を招くことのないよう、各事業主等において適切な対応が取られること。

六 当該期間中、保育施設等を利用する労働者の子どもへの保育が確保されるよう、当該労働者の勤務日、勤務時間等についてその事業主ができるだけ配慮するようにすること、複数の保育施設等における連携が確保されるようにすること等、適切な対応が取られること。

七 新年度を迎えた直後の学生、生徒、児童及び園児が長期間にわたる休日により心身に影響を被る可能性に十分留意し、これらの者の心身の健康が保たれるよう、関係機関の連携協力により適切な対応が取られること。

〔平成三十年十二月六日〕
参議院内閣委員会

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案に対する附帯決議

本法の施行により、来年の四月二十七日から五月六日まで、土曜日、日曜日を含めて最大十日連続の休日となるため、奉祝の機運が盛り上がる、経済効果が期待される等長期間にわたる休日について歓迎する声がある一方で、国民生活に与える様々な影響への懸念も生じている。

よって政府は、本法の施行による長期間にわたる休日に伴い、国民生活に支障を来すことのないよう、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 国民が天皇の即位をお祝いし、長期間にわたる休日を安全に安心して過ごすことができるよう、電気、ガス、水道等のライフラインの維持はもとより、金融システムの稼働、災害時の対応等に関し、関係機関の緊密な連携協力の下、十全な体制がとられること。
- 二 長期間にわたる医療機関等の休業により患者の治療等に支障を来すことのないよう、当該期間中における各医療機関等の休業日等の周知徹底、休日における医療機関等相互の連携協力体制の確実な運営の確保等、適切な対応がとられること。
- 三 当該期間中及びその前後に、各交通機関の大混雑、宿泊施設の不足等の混乱が予想されるため、関係機関・団体等の密接な連携協力の下、これらの混乱をできるだけ避けるよう、適切な対応がとられること。
- 四 需要の増加により混乱を来すことが懸念される運輸業、小売業等において、予想される状況についての業界による周知徹底等により、取引先、消費者等の理解と協力が得られるようにすること。
- 五 当該期間中に勤務する労働者が長時間労働をすることなく、また、休日の増加が時給制や日給制によって雇用されている労働者の収入減少を招くことのないよう、有給休暇の追加的付与や特別手当の支給など各事業主等において適切な対応がとられること。

六 当該期間中、保育施設等を利用する労働者の子どもが保育が確保されるよう、当該労働者の勤務日、勤務時間等についてその事業主ができるだけ配慮するようにすること、複数の保育施設等における連携が確保されるようにすること等、適切な対応がとられること。

七 新年度を迎えた直後の学生、生徒、児童及び園児が長期間にわたる休日により心身に影響を被る可能性に十分留意し、これらの者の心身の健康が保たれるよう、関係機関の連携協力により適切な対応がとられること。あわせて、この時期に、ぱちんこや公営競技を経験し始める若年者が多いことから、年齢による入場規制等が徹底されるよう関係機関の対応を強化すること。

関連発言

①平成 30 年 12 月 7 日（金）夕方 菅官房長官記者会見要旨（抄）

○官房長官 まず、この法律は皇室典範特例法を踏まえて、天皇の即位に際し、国民こぞって祝意を表するため、これまでの立法例も踏まえ、御即位の日、及び即位礼正殿の儀の行われる、それぞれ 5 月 1 日、10 月 22 日を祝日扱いとするものであります。これにより御即位の日 5 月 1 日の前後が日曜日、土曜日も含めて 10 日連続の休日となります。これまでの例としては、国や地方の行政機関、国会、裁判所職員等について、年末年始の休日、これと日曜日、土曜日が連続した 9 日連休というのが最長であり、過去に 7 回の例があります。国会における議論、衆・参の内閣委員会で頂いた附帯決議の趣旨や過去の経験も踏まえて、長期の連休となることで国民生活に支障を生じることが無いように、国民への十分な周知に努めることはもとより、関係府省が連携して、政府として万全を期してまいりたい、このように思っています。

②平成 30 年 12 月 11 日（火） 西村内閣官房副長官記者会見要旨（政府・与党連絡会議後）（抄）

<冒頭発言>

○西村内閣官房副長官 （前略） 岸田政調会長から、…（略）…併せて、来年の 4 月 5 月の 10 連休の政府の対応について、医療とか、保育、ごみ対策、金融など、対応できるのか、まだ詰まっていないのではないかということで、政府におかれては、御退位・御即位の諸行事で多忙だと思っけれども、しっかりと備えることが大事だ。2 月にまた改めて説明を受けることとしたいということ、検討をしっかりとお願いをしたい。

それから、石田公明党政調会長からは、…（略）…それから 10 連休の対応について課題があると。公明党も地元議員と連携して対応を進めたいと。

（中略）

そして最後に総理から、…（略）…それから、両政調会長から御指摘のあった 10 連休、来年の 10 連休への対応、しっかりと検討を進めたいということであり
ます。